

平成26年6月議会

第2委員会報告資料

	ページ
1 事故報告について	
(1) 報告第32号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について … 1 (西区保健福祉センター福祉・介護保険課)	
(2) 庁用車による事故について（第一報）（保健福祉局動物愛護管理センター） …… 3	
2 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業について …………… 5	
3 福岡市の国家戦略特区について（医療分野） …………… 7 * 別冊資料あり	

保 健 福 祉 局

1 事故報告について

(1) 報告第32号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について (西区保健福祉センター福祉・介護保険課)

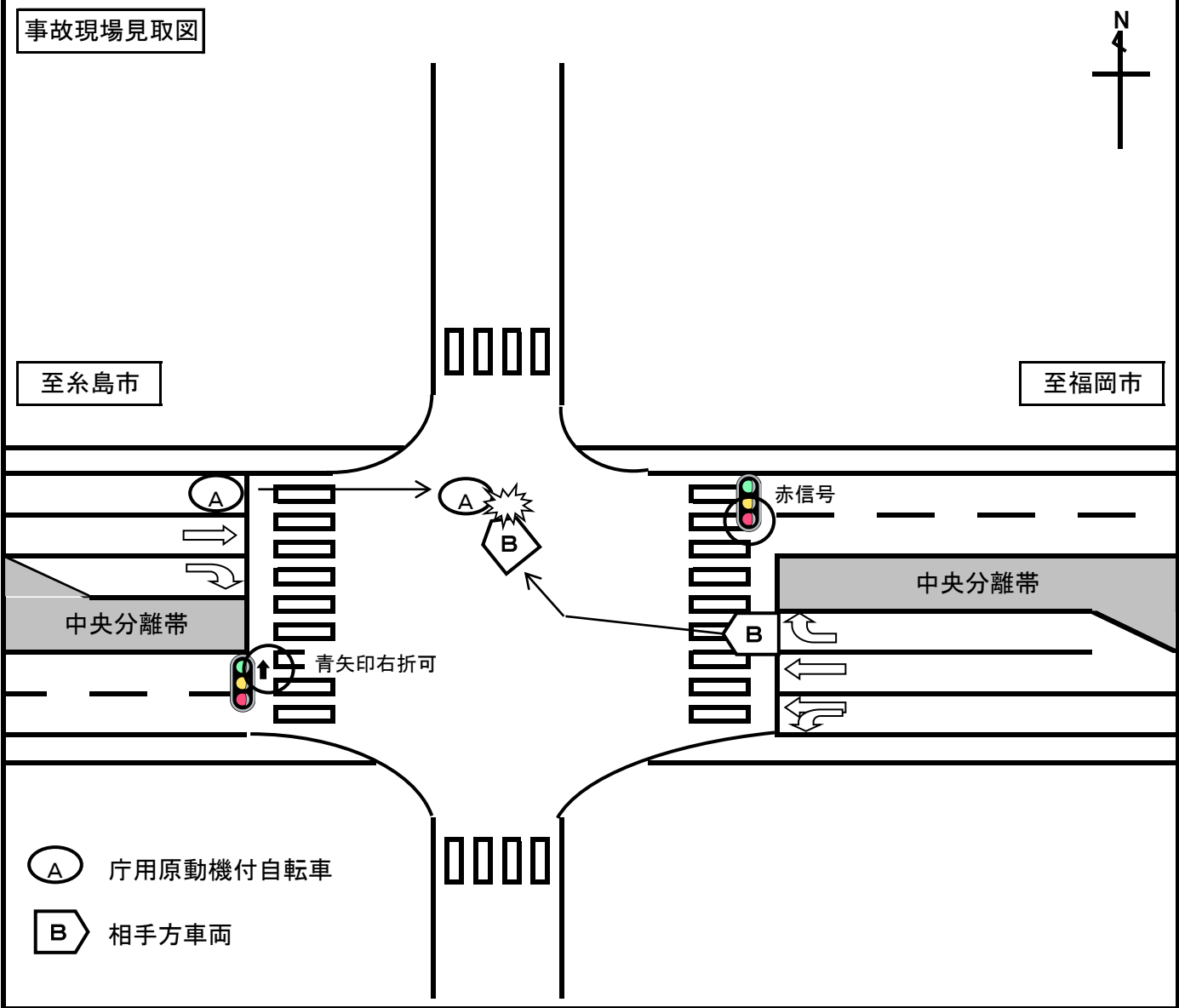
(様式2)

事 故 報 告 書

事故発生日時	平成25年11月19日(火曜日)午後3時20分頃 天候:晴れ		
事故発生場所			
相手方	住所	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 </div>	
	氏名		
事故の概要	西区保健福祉センター福祉・介護保険課所属の嘱託員が、西区大字千里での介護認定調査を終え、庁用原動機付自転車で西区役所へ帰庁する途中、一般国道202号(今宿バイパス)徳永東交差点の赤信号を見落として侵入し、同交差点を青矢印右折可の信号で右折しようとしていた相手方車両と接触し、相手方車両の右側前方部に損害を与えたもの。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	右フロント部の損傷 損害額 123,000円・・・(A)
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	右側レグカウル(足置き前方の泥よけカバー部), 右側マフラー等の損傷 損害額 14,000円・・・(B)
過失割合	相手方 1割・・・(C)	本市 9割・・・(D)	
損害賠償額 (A)×(D)－(B)×(C)	109,300円		

位置図

(※) 当該地図は著作権法上の規定により、掲載していません。



(2) 庁用車による事故について（第一報） （保健福祉局動物愛護管理センター）

（様式 1）

事 故 報 告 書（ 第 一 報 ）

事故発生日時	平成 26 年 6 月 6 日（金曜日） 午後 4 時 40 分頃 天候：小雨		
事故発生場所			
相手方	住所	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。 </div>	
	氏名		
事故の概要	保健福祉局動物愛護管理センター所属の職員が、業務のため同課所管の軽乗用車を運転し、西区内浜の家庭動物啓発センターから東部動物愛護管理センターへ帰庁する途中、江辻跨道橋付近の交差点（信号機なし）手前において、前方に相手方車両が一時停止していたため、その後方で停止した。その後、相手方車両が左折しながら低速で前進したためその後方で一時停止線まで進もうとしたところ、相手方車両が再度停止した際に十分な車間距離をとっていなかったため、相手方車両の後部に衝突し損害を与えたもの。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	バックドアおよびリアバンパー損傷
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	左前バンパー損傷
過失割合及び損害賠償額は現在交渉中、確定後議会へ報告			

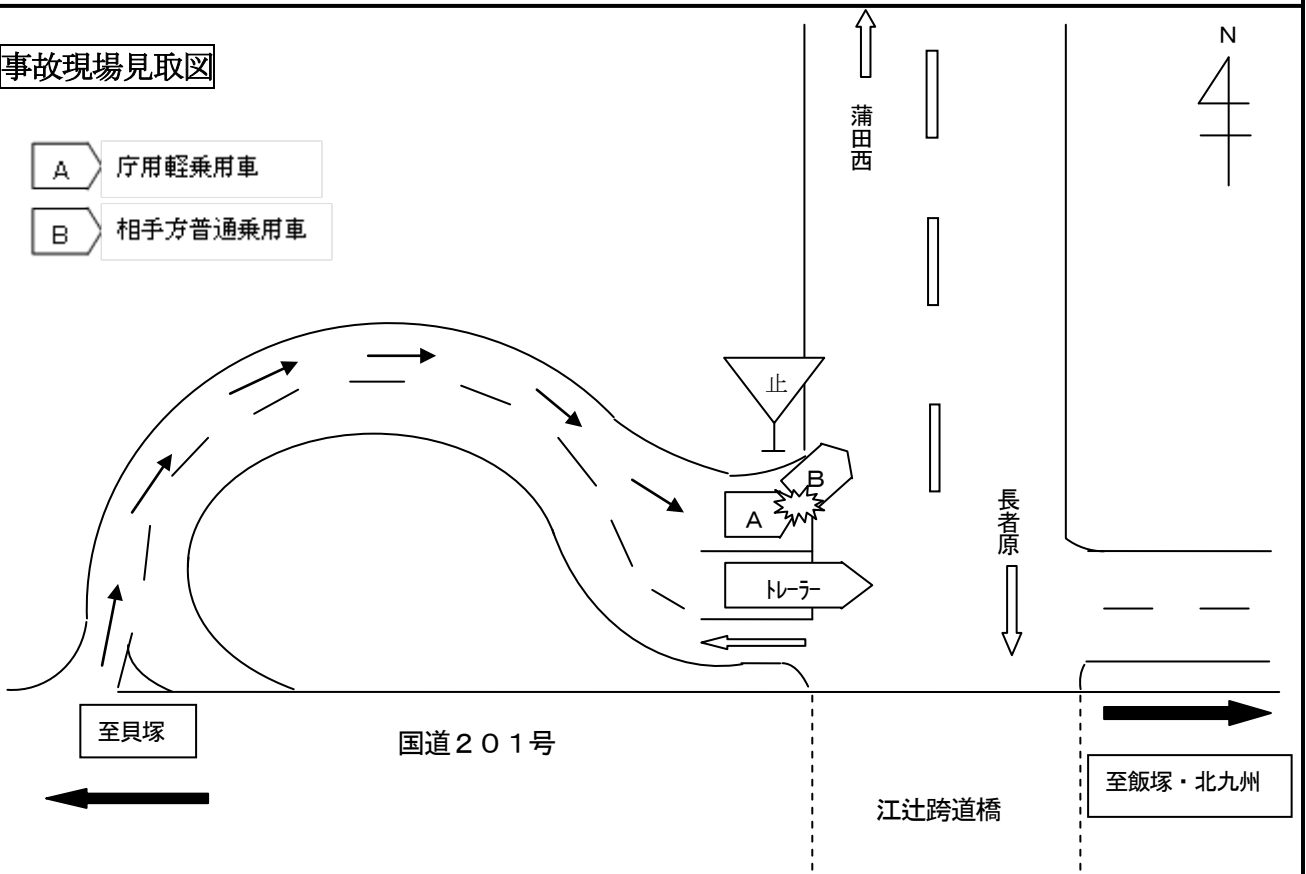
事故現場見取図

(様式 3)

(※) 当該地図は著作権法上の規定により、
掲載しておりません。

事故現場見取図

- A 庁用軽乗用車
- B 相手方普通乗用車

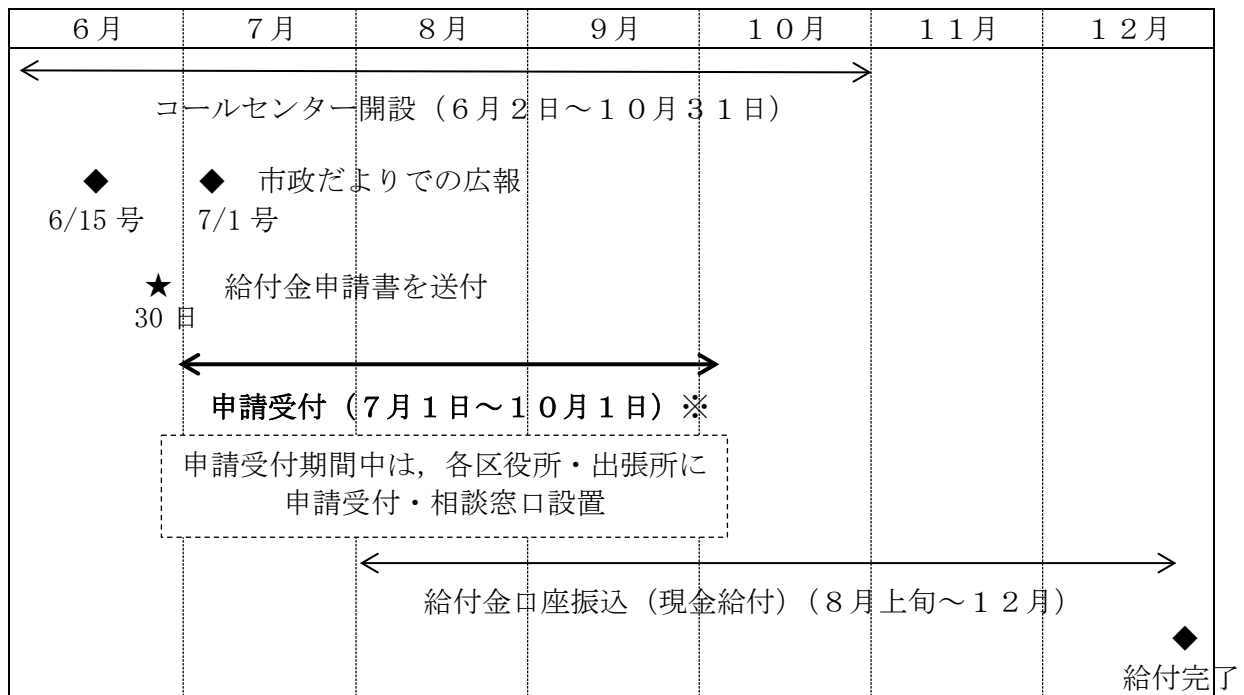


2 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業について

1 給付対象者等

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
給付対象者	平成26年1月1日において、以下の条件をすべて満たした者 ① 市町村の住民基本台帳に記録されている ② 市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）である ③ 生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者	平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。 ※併給調整について 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金いずれも対象となる者には、 <u>臨時福祉給付金のみ</u> を支給することとされている。
給付額	給付対象者一人につき10,000円 ※給付対象者のうち高齢・障害・遺族基礎年金や児童扶養手当等の受給者については、一人につき5,000円を加算	対象児童1人につき、10,000円
申請書の発送	両給付金の趣旨・手法は共通しているため、一本化した申請書を対象となる可能性のある世帯へ、6月30日（月）に発送する	

2 給付スケジュール



※ 申請書の提出は、申請書に同封する返信用封筒による郵送での申請を推奨している

3 申請から給付までの流れ

申請書受付後に、両給付金の支給審査を行い、申請者の口座に振込みを行う。

ただし、金融機関に口座を所有していない者については、別途指定する日時・場所において現金給付を行う。

4 広報

両給付金の受給にあたっては申請手続きが必要となることから、下記の広報媒体により、給付対象となる可能性のある方に広く周知することとしている。

なお、両給付金の申請・受給手続きに乗じた「振り込め詐欺」の発生も懸念されるため、各広報の際には注意喚起も併せて行うことにより、被害の発生防止に努める。

<基本とする広報媒体>

市政だより，ホームページ

<その他追加広報>

ポスター掲示： 地下鉄掲示板，市所管施設（区役所，公民館，体育館等），保育園，幼稚園，金融機関 など

チラシ配布： 自治協議会，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，高齢者・障がい者福祉サービス事業所 など

5 福岡市臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金 給付事業推進本部の設置

両給付金給付事業の実施にあたっては、庁内関係部署との連携が必要となるため、副市長をトップとする推進本部を立ち上げ、平成26年5月19日（月）に第1回会議を開催し、庁内の連携強化を図っている。

3 福岡市の国家戦略特区について（医療分野）

1. 福岡市に示された区域方針の中の医療分野分

○事業に関する基本的事項（実施が見込まれる特定事業及び関連する規制改革事項）

・外国人向け医療の提供【病床、外国医師】

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（参考資料6）で示された6分野16項目（うち、医療分野は4項目）のうち、福岡市の区域方針として国から示されたもの（初期メニュー）の中の医療分野分。

略 称	「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（H25. 10. 18 日本経済再生本部決定）における規制改革事項
★【病床】	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
★【外国医師】	国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁

★＝特定事業… 国家戦略特別区域内において実施される規制の特例措置で、法第13条から第27条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるもの及び法第2条第2項第2号に規定する利子補給対象事業

2. 第1回区域会議において議論が見込まれる事項

○区域方針に示された規制改革事項等（初期メニュー）の中の医療分野分

事業分野	事業概要
【医療】 国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁	拠点医療機関等において、高度な技術を有する外国医師を受け入れる。外国人向け医療環境を整備するとともに、医療機関のネットワーク構築、国際的な治験体制整備により、医療関連産業における創業を支援する。